

桶川市開発行為に関する工事検査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に基づく開発行為の許可をした開発行為に関する工事の検査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 完了検査

都市計画法第36条第2項の規定に基づき行う検査をいう。

(2) 中間検査

開発行為に関する工事の工程のうち、検査を受けることを条件（指定工程）とした工事の検査をいう。

(3) 検査員

建築課長又は建築課長が指名した職員で、開発行為に関する工事の完了検査及び中間検査を行う職員をいう。

(4) 是正

開発許可を受けて実施した工事が、開発許可の内容に適合しない場合において、これに適合させるために行う行為をいう。

(工事完了等の通知及び工事の検査命令)

第3条 都市整備部長（以下「部長」という。）は、開発行為の許可を受けた者（以下「申請者」という。）から、当該開発区域における開発行為に関する工事を完了した旨の工事完了届出書又は中間検査依頼書の提出があったときは、速やかに検査員に当該工事の検査を命ずるものとする。

2 工事完了届出書又は中間検査依頼書の提出に伴う検査命令は、様式第1号の工事検査命令書により行うものとする。

(検査の通知)

第4条 検査員は、工事検査を実施しようとする場合は、当該工事に係る者に、速やかに通知するものとする。

(中間検査の実施)

第5条 検査員は、指定工程の検査の申請があった場合は、許可の内容に適合しているかどうかの中間検査を行うものとする。

(検査報告及び是正指示)

第6条 検査員は、工事の検査を行った場合、様式第2号の工事検査報告書により、速やかに部長に報告するものとする。

2 検査員は、前項の検査結果について、申請者に様式第2号の2の工事検査結果指示書を交付するものとする。

3 検査員は、開発許可の内容に適合しないと認めたときは、第2項の指示書により適合しない部分の是正を指示し、その結果について様式第3号の是正結果報告書により報告を求めるものとする。

4 検査員は、前項の報告があった場合は、是正結果の検査を行い部長に報告するものとする。

5 部長は、第3項の指示書により指示した是正報告が、期日を経過しても是正の報告がない場合は、申請者に様式第4号の通知書を発行し、是正について文書で報告を求めるものとする。

(適合しない場合の措置)

第7条 部長は、検査員が工事完了検査を行った結果、開発許可の内容に適合せず、その事実が重大であると認めたときは、必要な措置をとるものとする。

2 前条第5項による報告が相当の期間を経てもない場合は、前項の規定を準用する。

(是正検査)

第8条 部長は、第6条第4項による是正結果の報告があった場合、検査員に是正内容について検査を指示し、その結果により必要な措置を行うものとする。

2 前項の規定による工事の検査を行う場合は第4条の規定を準用し、検査を行った場合には第6条の規定を準用するものとする。

(検査済証の交付及び公告)

第9条 部長は、検査員が開発行為に関する工事の完了検査を行い、当該工事が開発許可の内容に適合していると認めたときは、速やかに当該申請者に検査済証を交付するとともに、当該工事が完了した旨の公告の手続をするものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、工事の検査に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

工 事 検 査 命 令 書

年 月 日

検査員

下記の開発行為の工事^{完了}中間検査を命ずる。

開発許可番号 第 号

開発許可年月日 年 月 日

検 査 日 年 月 日

年 月 日

都市整備部長

開発許可 申請者		開発区域	
検査の内容			

様式第2号

工 事 検 査 報 告 書			
<p style="text-align: center;">完了 開発行為の工事中間検査をしたので、その結果を報告します。</p> <p style="text-align: center;">(検査をし、下記事項を指示したので報告します。)</p> <p>都市整備部長 様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">検査員</p>			
是 正 事 項			
立 会 者	上記の事項について、年 月 日までに是正し、その結果を報告します。		
	申 請 者	(電話)	
	設 計 者	(電話)	
	工事施行者	(電話)	
桶 川 市			
申 請 者		用 途	
		面 積	m ²
施行区域 の 名 称		許可番号	第 号
整理番号	第 号	許可年月日	平成 年 月 日
備 考			

様式第2号の2

工 事 検 査 結 果 指 示 書			
<p style="text-align: center;">完了 開発行為の工事中間検査をした結果、下記の事項を指示します。</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">検査員</p>			
記			
立 会 者	上記の事項について、年 月 日までに是正し、その結果を報告します。		
	申 請 者	(電話)	
	設 計 者	(電話)	
	工事施行者	(電話)	
桶 川 市			
申 請 者		用 途	
		面 積	m ²
施行区域 の 名 称		許可番号	第 号
整理番号	第 号	許可年月日	平成 年 月 日
備 考			

是正結果報告書

年 月 日

検査員 様

申請者 ⑩

設計者 ⑩

工事施行者 ⑩

検査年月日 年 月 日

施行区域の名称 桶川市

用 途

下記のとおり是正したので報告します。

指 示 事 項	是正結果（図面及び写真添付のこと）
是 正 確 認 日	是 正 確 認 者 （職・氏名）
年 月 日	⑩

桶 建 第 号
年 月 日

通 知 書

様

桶川市長



申 請 者		開 発 (変 更) 許 可 番 号	第 号
施 行 区 域 の 名 称		開 発 (変 更) 許 可 年 月 日	年 月 日
用 途		検 査 年 月 日	年 月 日

上記の開発行為の工事を検査員が検査し、下記のとおり指示しましたが、その是正結果について 年 月 日までに文書で報告してください。

指 示 事 項

(注意) 指示事項が是正されない場合は、都市計画法第 8 1 条の規定による処分をされることがあります。